

公告第 748号
令和 6年 2月 1日

事業主 様

岐阜県自動車販売健康保険組合
理事長 加藤 元康

令和6年度任意継続被保険者の標準報酬月額について

健康保険法第47条第二号に規定する当健康保険組合の令和5年9月30日における全被保険者の標準報酬月額を平均した額は、下記のとおり公告いたします。

記

1. 標準報酬月額 360,000円
2. 適用期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
3. 令和5年9月30日の平均標準報酬月額 354,674円

※ 当健康保険組合の任意継続被保険者の標準報酬月額は、「前年9月末の平均標準報酬月額」または「退職時の標準報酬月額」のいずれか少ない額をもって、その方の標準報酬月額としています。